

【アメリカ】公共施設への授乳室設置法

合衆国法典第 40 編第 33 章に「第 3318 条公共施設における授乳室」を追加する、2019 年母乳育児の母親のための公正法（Fairness for Breastfeeding Mothers Act of 2019, P.L.116-30）が 2019 年 7 月 25 日に制定された。同法により、一般に開放されており、公衆トイレを設置している公共施設においては、一般の利用者で母乳で授乳する者のために、授乳室を設置しなければならないと定められた。授乳室とは、トイレ以外で、他から見えないように遮られており、他の者が入り込まないように設営され、椅子、作業台、電源を備えている衛生施設を意味する。ただし、職員向けにも授乳室が設置されておらず、授乳室に転用できる場所がない施設、可動式の機材を用いても場所を確保できない施設、授乳室の新設に非常にコストがかかる施設などでは、授乳室の設置が免除される。この法律は、制定日から 1 年後に施行される。

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

・ <https://www.congress.gov/116/bills/hr866/BILLS-116hr866enr.pdf>

【EU】アクセシビリティ指令の公布

2019 年 6 月 7 日、「製品及びサービスのアクセシビリティ要件に関する指令」（Directive (EU) 2019/882）が公布された。同指令は、全 11 章 35 か条と 6 つの附属書で構成される。

同指令において、アクセシビリティとは、何らかの障害を持つ人々が、物理的環境、交通機関、情報通信技術（ICT）その他の施設及びサービスに、健常者と同様にアクセスできることを指す。同指令の目的は、特定の製品やサービスのアクセシビリティに関する要件を加盟国間で近似化させ、これらの製品やサービス等の自由な取引を妨げる障壁をなくすことにより、域内市場が適正に機能するよう貢献することである。同指令の対象として、日常生活を送る上で重要な製品やサービスが列挙されており、製品では、パソコン、スマートフォン、タブレット、ATM、券売機等、サービスでは、視聴覚メディア（テレビ放送等）への接続サービス、旅客運送サービスのウェブサイトや運行情報提供サービス、電子商取引等が該当する。

同指令の附属書 I は、対象となる製品又はサービスの種類ごとに、アクセシビリティの要件を定めている。これらの要件は、詳細な技術的要件というよりは、製品やサービスが遵守すべき原則である。例えば、製品又はサービスの提供者には、利用説明やユーザーインタフェースを複数の感覚機能を通じて提供する（視覚以外の手段による提供等）こと等が求められる。加盟国は、指令で定めるアクセシビリティの要件を満たす製品又やサービスのみが市場で提供されるようにしなければならない。

同指令は、2019 年 6 月 27 日に施行された。加盟国は、2022 年 6 月 28 日までに指令の内容を国内法化し、国内法化した規定を 2025 年 6 月 28 日までに施行しなければならない。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/dir/2019/882/oj>

【EU】サイバーセキュリティ法の制定

2019年6月7日、「ENISA（欧州サイバーセキュリティ機関）及び情報通信技術（ICT）のサイバーセキュリティ認証に関する規則」（Regulation (EU) 2019/881. 通称「サイバーセキュリティ法」）が公布された。同規則は全4編69か条及び附則から成り、公布と同時に施行された。

同規則は、高いレベルのサイバーセキュリティを実現し、域内市場を適切に機能させること等を目的とする。この目的のため、同規則は、①サイバーセキュリティに関する情報収集、助言の提供、関係機関の連携促進等を任務として、現在は期限付きで設置されているENISAを常設の機関とし、その権限を拡大すること、②ICT製品、ICTサービス及びこれらの製品やサービスの開発、供給、維持等について、サイバーセキュリティに関する域内共通の安全性認証制度を設けること等を規定している。

①のENISAの権限拡大により、ENISAは、サイバーセキュリティ分野、特にネットワーク・情報システムの安全性に関する指令（NIS指令。本誌277号（2018年9月）pp.1-32参照）の適用等に関してEUや加盟各国を支援するほか、後述するサイバーセキュリティに関する安全性認証基準案の提示等を行うこととなった。

②の安全性認証制度については、欧州委員会が指定するICT製品等ごとに、対象範囲（製品のカテゴリー等）、技術的要件、認証方法（自己査定又は第三者機関の査定）、安全性のレベル（基本的（basic）、十分（substantial）、高度（high）の3段階）等の基準を定める。この基準は、欧州委員会の要求を受けてENISAが作成した案に基づき、欧州委員会が採択する。安全性の認証は、加盟国が指定するサイバーセキュリティ認証機関又は適合性査定機関により行われる。認証制度の利用は任意であるが、ある製品等が認証を受けた場合、当該認証は全ての加盟国において通用する。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2019/881/oj>

【フランス】電子投票・インターネット投票に関する上院の調査報告書の公表

2018年10月24日に、フランス議会上院は、電子投票とインターネット投票に関する調査報告書を公表した。この調査報告書は、フランスの選挙における電子投票（電子的な投票機器を用いて有権者が投票所で投票する方法）とインターネット投票（インターネットを介して有権者のパソコン等から投票を行う方法）の現状に関する調査結果を記述し、今後、これらの投票が、セキュリティが十分に守られる形で、安定的に運用されるべきことを提言している。

フランスでは、電子投票は、国・地方の選挙について市町村ごとにその採用を選択できる仕組みを採っている（選挙法典L第57-1条）。ただし、その採用については、国が任命する県地方長官（当該市町村が属する県の長官）が承認する必要がある。2008年から、国は電子投票を採用する市町村を新規に認めない方針を採っている。これは、2007年の大統領選挙の時に、電子投票を使用した市町村において投票まで長い待ち時間が発生するなどのトラブルがあったためである。

インターネット投票は、海外に居住する有権者による投票の場合に限り、複数の種類の選挙（①フランス議会の下院議員の選挙と②領事評議員の選挙）において認められている。いずれの選挙の場合であっても、大使館等が設置する投票所における投票が同時に行われている。しかし、2017年の下院議員選挙（直近の総選挙）の際に、国はコンピューターに対するハッキング（攻撃）の危険性があるとして、インターネット投票を全面的に中止することにした。ハッキングの具体的内容を国は明示しなかったが、外国からのものがあり得ることを指摘する報道が見られた。

今回の調査報告書は、電子投票とインターネット投票の両者について、運用上の課題を解決し、安定的な使用が行われるように求めている。そのため、電子投票については、セキュリティのための作業部会（内務省、国家情報システム・セキュリティ庁（Agence nationale de la sécurité des systèmes d'information）、市町村の三者から構成）の設置、電子投票機器の承認基準の厳格化、機器の運用における信頼性の向上、電子投票機器の更新のための国の財政支援などが提言されている。インターネット投票については、セキュリティ対策のための予算増額、投票システムの入札手続の改善、投票システムの本格的テスト（検査）の十分な実施、インターネット投票を中止する際の在外フランス人会議（在外フランス人の代表機関）との協議の実施などが提言されている。

海外立法情報課・三輪 和宏

・ <http://www.senat.fr/rap/r18-073/r18-0731.pdf>

【ドイツ】超党派議員提出による「法フォーラム財団」の設立に関する法律の制定

「法の支配」の価値と重要性を多くの国民の意識により強く定着させるため、カールスルーエ（連邦憲法裁判所の所在地）とライプツィヒ（連邦行政裁判所の所在地）に、国立の恒久的な機関として、インフォメーション・ドキュメンテーション・コミュニケーションセンター「法フォーラム」が設置される。これを運営する「法フォーラム財団（Stiftung Forum Recht）」の設立に関して、2019年4月12日に「法フォーラム法」（Forum-Recht-Gesetz, BGBl. I S. 731）が成立し、5月16日に公布され、翌17日に施行された。

同法制定の背景には、国民の大部分が「法の支配」はドイツ社会の基本的価値であると考えているものの、これに敵対的なポピュリストや政治を分断する考えを持つ者が少数とはいえ存在し、拡大していることがある。同法法案は、連立与党であるキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）及び社会民主党（SPD）並びに野党である自由民主党（FDP）と同盟 90/緑の党（BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN）の連邦議会議員によって提出された。「法フォーラム」として実施する展覧会やイベントは、通常の行政活動ではないため、独自の法人格を持つ公法上の独立した連邦財団として、「法フォーラム財団」が設立された。

同法は、次の全15条から成る。財団の名称、住所及び法形式・印章・拠点（第1条）、目的（第2条）、連邦機関による支援（第3条）、財団資産・設立地（第4条）、定款（第5条）、財団組織（第6条）、理事会（第7条）、役員会（第8条）、財団諮問委員会（第9条）、名誉職活動（第10条）、監督・会計・監査（第11条）、報告提出（第12条）、職員（第13条）、入場無料・料金（第14条）、施行（第15条）。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2448/244831.html>

【ドイツ】臓器移植法第2次改正法—臓器提供の際の協力及び構造の改善

ドイツでは、2012年の臓器移植法改正（BGBl. I 2012 S. 1601. 本誌 252-2号（2012年8月）pp.12-13 参照）により、臓器提供の意思決定支援等を目指したが、その後も提供者は増えず、むしろ減り続けている（2017年の臓器提供者は797人）。臓器摘出病院の業務構造を改善し、財政的に適切に報いるため、臓器移植法第2次改正法（BGBl. I 2019 S. 352）が2019年3月28日に公布され、4月1日に施行された。

同法は、第1条（全14号）で臓器移植法（BGBl. I 2007 S. 2206. 本誌 235号（2008年3月）pp.96-134 参照）を改正し、第2条で施行について定める。その内容は、①臓器提供の可能性評価を行う移植担当官（医師）の地位を高め、他の職務の免除と集中治療室へのアクセスを保障し、②新たに臓器摘出に関して臓器摘出病院に支給する一時金（基本定額金、集中治療サービス定額金、臓器摘出定額金）を設け、③臓器摘出のための設備投資に対する補助金について定め、④大脳、小脳、脳幹の全体的機能の回復不能性を摘出病院で決定できるよう、脳神経外科及び神経学の専門医によるオンコール相談サービス制度を開始し（臓器移植法第9c条を新設）、⑤病院内部への質保証システムの導入によって総合的な報告システムの基盤を創出し、個々の摘出病院が臓器提供の機会を逃さずにかかっているか、どの程度いかしているかを摘出病院及び州当局が評価できるようにし、⑥臓器を提供したドナーの家族ケアに関する権限を、調整機関（臓器移植センターと摘出病院との連携協力を実現するための機関。臓器移植法第11条に規定）に付与し、家族会の形成やレシピエントからの匿名での手紙の転送等を実施できるようにする（臓器移植法第12a条を新設）。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2410/241041.html>

【ドイツ】外国人の訓練及び雇用を促進する法律

連立与党（CDU/CSU 及び SPD）の 2018 年連立協定における主要な合意内容の一つである、外国人の職業訓練早期参加及び雇用による社会統合の促進を目的とした外国人雇用促進法（BGBl. I S. 1029）が、2019 年 7 月 15 日に公布された。同法は、全 5 条の条項法で、第 1 条で社会法典第 3 編（就労支援）を、第 2 条で社会法典第 12 編（社会扶助）を、第 3 条で滞在法（BGBl. I 2008 S. 162）を、第 4 条でドイツ語支援規則（BAnz AT 04.05.2016 V1）を改正し、第 5 条で 2019 年 8 月 1 日の施行を規定する。同法は、就業と関連しない社会扶助への依存を軽くし、又は回避させることを目的とするもので、その内容は、①職業訓練及び職業準備促進施策（統合コース及びドイツ語支援コース）に外国人が参加できるようにするため、現在の居住要件に伴う様々な規制を整理し、②継続的な滞在が認められる外国人には、職業訓練及び準備促進施策への早期アクセスを可能にし、③統合コース又は職業ドイツ語支援コース参加中の失業給付を拡充するものである。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2471/247195.html>**【ウクライナ】地名のラテンアルファベット及びカタカナ表記に関する声明**

2019 年 7 月 17 日、ウクライナ外務省は全ての国家及び機関に対し、ウクライナ国内の地名をラテンアルファベットで表記する際、ロシア語ではなくウクライナ語に基づいて表記すべきであるとして、以下の声明を出した。この声明では、「クリミアの違法占領を含む、ウクライナに対するロシアの侵略戦争を踏まえると、我々は今再び、我が国を不安定化させ、正統性を失わせるための戦術としてのロシア化を経験している。ロシア語に基づくソビエト時代の地名を使用することが、ウクライナ人にとってどれほど苦痛であり、受け入れがたいものであるかを、あなた方が感じ取ることを、我々は願っている」と述べられている。具体例を挙げると、同国外務省によれば、従来一般的に用いられてきた表記である Kiev は「ロシア語に基づくソビエト時代のスペル」であり、Kyiv が「正しい現代語のスペル」であるとしている。さらに在日ウクライナ大使館のウェブサイトに掲載されたバージョンの声明では、地名のカタカナ表記にも言及しており、「キエフ」ではなく「クィイヴ」が、「ウクライナ」ではなく「ウクライーナ」が、「オデッサ」ではなく「オデサ」が正しい表記であるとしている。

海外立法情報課・古澤 卓也

・ <https://japan.mfa.gov.ua/ja/press-center/news/73898-official-guidance-on-the-correct-spelling-and-usage-of-ukrainian-place-names>

【韓国】矯正施設における過密化等への対応、処遇改善等のための法改正

2019年4月23日、刑務所及び拘置所（以下「矯正施設」）の過密化、職員不足等への対応、収容者の処遇の在り方の見直し及び管理体制の強化を目的として、「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」が改正された（一部条項を除き同年10月24日施行）。今回の法改正により、法務部（部は日本の省に相当）長官が、収容者の処遇に関する基本方針、適正規模の施設の維持、適正人員の確保、収容者の人権保護、矯正プログラムの拡充等に係る事項を盛り込んだ基本計画を5年ごとに策定することが義務付けられた。また、これまで女性収容者に限られていた、未成年の子との仕切りのない面会室での面会が、収容者の性別に関係なく認められるようになった。その一方で、逃走や外部との連絡に利用可能な機器（ドローン、電子・通信機器等）を無断で矯正施設に持ち込んだ者を3年以下の懲役又は3千万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の罰金に処する条項や、矯正施設内部を無断で録画・撮影した者を1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する条項が新設された。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N119W0Y4M003W1L9Y3T8B5M1U5R6G8**【韓国】eスポーツの普及拡大を図るための法改正**

韓国コンテンツ振興院が公表した『2018eスポーツ実態報告書』によると、韓国の2017年の「eスポーツ」（コンピュータゲーム上で行う競技）関連市場の規模は約973億ウォン（1ウォンは約0.1円）に達し、世界市場の1割強を占めると推定されている。韓国では2012年2月に「eスポーツ（電子スポーツ）の振興に関する法律」が制定され、eスポーツ振興に関する中長期基本計画の策定、eスポーツ大会の支援等に係る根拠規定が整備されたが、2018年12月24日、eスポーツの一層の普及拡大を目的として同法が改正された（2019年3月25日施行）。今回の法改正は、既に全国に普及しているPCバン（ネットカフェに相当）を活用し、都市部以外にもeスポーツの普及拡大を図ることを目的としたものであり、大統領令で定める一定の要件（立地、施設等）を満たすPCバンを、文化体育観光部（部は日本の省に相当）長官が「eスポーツ施設」に指定し、eスポーツ活性化に係る必要経費の全部又は一部を支援できるとする規定が新設された（第8条第4項）。あわせて、中長期基本計画に盛り込むべき事項としてeスポーツ施設の設置及び改善に関する事項が追加された（第6条第2項第8号）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_J1G7D0F5D2P4E1X5W1Q7D4Q3X4L000

【中国】建国 70 周年の特赦

中国の憲法は、特赦の決定を全国人民代表大会常務委員会の職権（第 67 条）、当該決定に基づく特赦令の公布を国家主席の職務（第 80 条）と規定している。2019 年 6 月 29 日、「中華人民共和国建国 70 周年に際しての一部受刑者に対する特赦に関する決定」が同委員会会議で採択され、この決定に基づき同一内容の「中華人民共和国主席特赦令」が同日公布された。1949 年の建国以来、中国における特赦の実施は、1959 年、1960 年、1961 年、1963 年、1964 年、1966 年、1975 年、2015 年の各年に続き 9 回目である。

今回の特赦は、建国 70 周年を祝し、法に基づく国家統治の理念と人道主義精神を体現することを目的とし、2019 年 1 月 1 日より前に判決を受けた受刑者で、次の 9 条件のいずれかに該当する者が対象となる。①抗日戦争及び人民解放戦争に参加した者、②建国後、国の主権、安全及び領土保全のための対外作戦に参加した者、③建国後、国の重要プロジェクトに大きく貢献し「労働模範」等の荣誉称号を授与された者、④軍人として特に大きな功績があり表彰された者、⑤過剰防衛又は過剰避難により 3 年以下の懲役刑に処せられた者又はその残りの刑期が 1 年以下の者、⑥満 75 歳以上で重度身体障害のため介護を必要とする者、⑦18 歳未満で罪を犯し 3 年以下の懲役刑に処せられた者又はその残りの刑期が 1 年以下の者、⑧未成年又は介護が必要な重度身体障害の子を扶養しなければならない寡婦で、3 年以下の懲役刑に処せられた者又はその残りの刑期が 1 年以下の者、⑨仮釈放期間の 5 分の 1 以上が経過した者又は保護観察に処せられた者。ただし、贈収賄、軍人職責違反、故意の殺人、強姦、テロ活動、反社会的勢力関連の犯罪等は特赦の対象とならない。以上の条件に適合する受刑者は、人民法院（裁判所）による裁定に基づき釈放される。

なお、2015 年、抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利 70 周年に際して実施された特赦の対象範囲は、上記 9 条件のうち①②⑥⑦にほぼ該当し（除外規定も同様）、計 31,527 人がその対象となった。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ http://www.chinalaw.gov.cn/government_public/content/2019-06/10/593_236557.html

【中国】地方政府における重要政策決定手続に関する法整備

2019 年 4 月 20 日、県級（4 階層から成る地方行政区画の第 3 階層）以上の地方政府における重要政策の決定手続について規定する行政法規「重大政策決定手続暫定条例」が公布された（同年 9 月 1 日施行）。全 6 章 44 条からなる同条例は、公共サービス、市場管理、環境保護、大規模開発計画等、経済・社会の発展や公共の利益に密接に関わる重要政策（財政・貨幣政策、突発事件の緊急対応措置等は除く。）を適用範囲として明記し、科学的・民主的かつ法に依拠した政策決定を実現するための制度的枠組み及び遵守すべき具体的な手続を定めている。①政策の立案から決定に至る過程においては、公衆からの意見聴取、専門家による検証、リスク評価及び合法性審査を行った上で、討論を経て政策を決定すること、②決定した政策は、法定手続によらず変更し又は執行停止してはならないこと、③県級以上の地方政府は、重要政策決定過程に係る記録・資料の保管制度を整備しなければならないこと、④政策決定に係る厳格な責任追及制度を実施すること等の内容が含まれている。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-05/08/content_5389670.htm

【オーストラリア】2019年財政関連法改正（消費者データ権）法

2019年8月12日、「2010年競争・消費者法」（1974年法律第51号）、「2010年連邦情報コミッショナー法」（2010年法律第52号）及び「1988年プライバシー法」（1988年法律第119号）を改正する「2019年財政関連法改正（消費者データ権）法」（2019年法律第63号）が成立した（翌日施行）。同改正法は、企業が保有する消費者データ及び商品データの可用性を高め、消費者と企業及び企業間での共有を推進することにより、①商品価格の透明性を向上し、②商品価格、消費者の支出及び取引データを利用した価格比較サービスを活性化し、③個人及び小規模事業者にとって最適な商品を可視化し、④他のサービスへの乗換えを容易にすることを目的とするものである。企業は自らが保有する消費者データを、オーストラリア競争・消費者委員会が定める規則に従う、認可を受けたデータ受領者（*accredited data recipient*）に提供することができる。まずオーストラリアの4大銀行が試行プログラムを実施し、その結果を受け2020年以降、エネルギー業界、通信業界へ適用の範囲を広げることが予定されている。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2019A00063>